

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	高速度データ伝送電気通信役務の提供確保に関する制度の整備	
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課	電話番号:03-5253-5978 e-mail:jigyoho_pt2021@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和 4年 3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>現在、社会全体の情報化の進展により、高速度データ伝送電気通信役務(いわゆるブロードバンドサービス)の利用は増加しており、高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活を営む上で必要な行政サービスを支える重要な役割を担っている。特に、高速度データ伝送電気通信役務のうち、有線によって提供される高速度データ伝送電気通信役務については、国費を含めた補助事業により、その提供のための施設整備が進められており、FTTHの未整備エリアの世帯数は2021年度末時点で約17万世帯まで減少する見込みである一方、条件不利地域等においては、維持運用経費等が事業者等の大きな負担となっている場合が多く、その提供の維持が課題となっている。</p> <p>我が国が目指す未来社会であるSociety 5.0時代を見据えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための「新たな日常」を構築するため、円滑なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の前提となる、隔地間で大容量の動画をリアルタイムかつ双方向でやりとりすることを可能とする、一定品質以上の高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活に不可欠のものとなっており、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するとともに、その提供に地理的格差が生じないようにする必要がある。</p> <p>しかし、近年の人口動態や競争環境等を踏まえると、特に条件不利地域等において、維持運用経費等の観点から、一定の高速度データ伝送電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供が確保されないおそれがある現状をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の原因】</p> <p>円滑なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の前提となる一定品質以上の高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活に不可欠のものとなっており、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するとともに、その提供に地理的格差が生じないようにする必要があるにもかかわらず、条件不利地域等における人口動態や、競争環境等を背景として、その提供が確保されないおそれがあることが課題である。これは、上記のとおり、条件不利地域等で高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者の維持運用経費等が大きな負担となっていることが原因である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>(規制1)</p> <p>現行制度において、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務(以下「基礎的電気通信役務」という。)としてアナログ電話等が該当しているが、それに加えて、一定の高速度データ伝送電気通信役務を、基礎的電気通信役務の新たな類型(以下「第二号基礎的電気通信役務」という。)に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、当該役務を提供している電気通信事業者に対し、原則として現行法のアナログ電話等の基礎的電気通信役務と同様に、契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務の規律を課す。技術基準適合維持義務の内容は、性能基準への移行を踏まえたものとする。ただし、高速度データ伝送電気通信役務はアナログ電話等とはサービスの性質等が異なるため、これらについて一部緩和するなど例外的に異なる規律を課す。なお、現行のアナログ電話等の基礎的電気通信役務に課されている会計整理義務は課さないこととし、併せてアナログ電話等の基礎的電気通信役務に係る会計整理義務を廃止する。</p> <p>(規制2)</p> <p>また、現行制度に倣い、条件不利地域等で第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者について、その申請により、第二種交付金を得ることができる第二種適格電気通信事業者に指定することが可能となる。第二種適格電気通信事業者となる者には、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況等の公表、第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価の額及び収益の額等の支援機関への届出を行うこととさせる。支援機関は、第二種適格電気通信事業者からの届出等をもとに、第二種交付金の額を算定し、その額及び交付方法について総務大臣の認可を受け、その額を公表するとともに、第二種負担金の額を算定し、その額及び徴収方法について総務大臣の認可を受け、その額の納付期限、納付方法を、第二種負担金を負担する事業者(事業の規模が政令で定める規模を超える高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者)に通知し、当該者から第二種負担金を徴収することとする。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案】</p> <p>(規制1)</p> <p>現行制度において、基礎的電気通信役務としてアナログ電話等が該当しており、一定の高速度データ伝送電気通信役務を、第二号基礎的電気通信役務に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、当該役務を提供している電気通信事業者に対し、現行法のアナログ電話等の基礎的電気通信役務と同様に、契約約款の届出義務、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務の規律を例外なく課す。</p> <p>(規制2)</p> <p>代替案はない。</p>	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(遵守費用)</p> <p>(規制1)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務を提供するほとんどの電気通信事業者は、既に、当該役務に係る利用者向けの約款を作成しており、当該約款を今回規定する契約約款として届け出れば足りると考えられ、また、第二号基礎的電気通信役務に係る契約において従来どおり相対契約を認めることとしているため、契約内容の変更等は生じない。加えて、役務提供義務については、当該電気通信事業者がその業務区域において利用者から求められた場合に当該役務を提供しなければならぬとするものであり、業務区域としていない条件不利地域等において新たに役務の提供を義務付けるものではなく、また、正当な理由がある場合にはその提供を拒むことができる規定としており、さらに、技術基準適合維持義務については、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置しており、現行法の別の条項の規定により、既に技術基準に適合していると考えられる。したがって、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。なお、第二号基礎的電気通信役務を含め、基礎的電気通信役務については会計整理義務が廃止されることで、これまで基礎的電気通信役務に係る会計整理をしていた事業者の遵守費用が減少する。</p> <p>(規制2)</p> <p>第二種交付金を得ることができる第二種適格電気通信事業者の申請は、当該者の任意である。また、ほとんどの電気通信事業者は、サービスに係る原価や収益の額を把握していると考えられ、それを届け出ることと足りる。支援機関は、任意の申請を経て指定された第二種適格電気通信事業者から届け出られる情報に基づいて交付金額・負担金額等を算定し、負担金の対象となる事業者は、一定規模以上の事業者に限るとしている。したがって、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>(遵守費用)</p> <p>(規制1)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務について、現行法のアナログ電話等の基礎的電気通信役務と同様の規律を例外なく課した場合、現在は認められている契約約款によらない契約(いわゆる相対契約)が認められないこととなり、利用者の多様な需要に応じるため、相対契約を行っていた多種多様な契約プランに係る契約約款を作成するという追加的な費用が発生する。</p> <p>また、現行法のアナログ電話等に係る基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に会計整理が引き続き課されることに加え、第二号基礎的電気通信役務を提供する全ての事業者(小規模な事業者を含む)に会計整理義務がかかるため、会計士等に依頼し、当該役務に係る会計を整理する等の追加的な費用が発生する。</p> <p>(規制2)</p> <p>代替案はない。</p>
(行政費用)	<p>(行政費用)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出件数、第二種適格電気通信事業者の申請件数等の増加が見込まれるが、既存の枠組みの中で対応することが可能なため、大幅な追加費用は発生しないと考えられる。</p>	<p>(行政費用)</p> <p>左記と同じ。</p>
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	<p>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務を課すことで、利用者に対し、当該役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができる。また、第二種交付金制度を創設することにより、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。</p>	左記と同じ。
(副次的・波及的な影響)	<p>第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保が図るとともに、条件不利地域等における当該役務の提供を確保することにより、当該役務の利用者数が維持又は増加し、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の恩恵を受ける利用者が維持又は増加することが期待される。</p>	左記と同じ。
費用と効果(便益)の関係	<p>上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生することが見込まれるものの、大幅な追加的遵守費用及び行政費用は発生しない。</p> <p>他方、本件規制が導入された場合には、利用者に対し、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができるとともに、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。</p> <p>以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回るが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。</p>	
代替案との比較	<p>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務を課すことで、利用者に対し、当該役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができる。また、第二種交付金制度を創設することにより、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。しかし、高速度データ伝送電気通信役務は、アナログ電話等とはその性質が異なり、利用者のニーズも多様であるため、現行法のアナログ電話等に係る基礎的電気通信役務と同様の規律を例外なく課すことは適切ではないことから、一部緩和している採用案が妥当である。</p>	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「情報通信審議会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(令和元年12月)」において、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当とされたところ、令和2年4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催し、検討を行った。本採用案は、令和4年2月に公表した同研究会の最終取りまとめを踏まえたものである。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>第二号基礎的電気通信役務の全国における世帯カバー率及び交付金額等を確認する。</p>	
備考		